

在日コリアンの無年金高齢者問題について*

田 中 宏

は じ め に

日本は1959年に制定した国民年金法によって「国民皆年金」の時代に入ったが、この当初法は「国籍条項」を有し、在日外国人はその対象外とされた。その外国人のほとんどは、日本のかつての朝鮮統治に起因する在日コリアンであった。ちなみに、1959年末現在の登録外国人数は686,613人、うち619,096人が在日コリアンで、実に全体の90.2%を占めた。

その後、1975年4月のベトナム戦争終結とそれに伴う難民の大量流出、さらに同年11月、主要先進国首脳会議（サミット）が発足し、日本もその一員となったことなどから、日本は1981年10月、難民条約に加入した（82年1月発効）。私は、同条約の批准承認案件の国会審議において参考人として意見陳述を行なった（1981年5月14日、衆院外務委）ので印象深い。同時に国会には「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出入国管理令その他関係法律の整備に関する法律案」（以下、「整備法」という）が上程され、可決成立した。この整備法に、国民年金法の国籍条項削除が盛り込まれ、その結果、外国人がようやく国民年金の加入資格（従って受給資格）を得たのである。しかし、必要な経過措置がとられなかったため外国人無年金者が生じ、本件訴訟に至ったのである。

ここでは、この外国人無年金問題について、いくつかの項目に分けて検討を加えたい。

I. 日本国と「平和条約国籍離脱者」との関係

1) 本件訴訟の原告らは、いずれも「特別永住者」であり、その地位は、「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法」（1991年、法71、以下「入管特例法」という）により定められている。特別永住者は平和条約国籍離脱者及びその子孫よりなるが、原告らはいずれも「平和条約国籍離脱者」（同法第2条）に該当する。

原告らは、日本政府の見解に従えば、戦後も「日本国籍」を有し、対日平和条約の発効によっ

* 2003年11月13日、在日コリアンの高齢者6名（うち1名取り下げ、いずれも大阪在住、1919～23年生）が、国民年金法の「国籍要件」の故に国民年金に加入できず（国籍要件が撤廃された1982年には、60歳を超えるため加入できず）、無年金のまま放置されたことについて、その精神的苦痛に対する慰謝料各1500万円を請求する訴訟を提起した。この文章は、その審理を担当する大阪地方裁判所第22民事部に、2004年12月2日付で提出した「意見書」に、若干の補正を加えたものである。

てそれを失ったとされる。すなわち、「平和条約国籍離脱者」の実質的誕生である（形式的には前述の入管特例法による）。しかし、原告ら旧植民地出身者は、それ以前の占領下においても、「日本国民」とは異なる扱いを受けた。

在日コリアンに最初に現れた“変化”は、参政権の停止である。戦前は、同じ「帝国臣民」であり、「内地」に在住する男子は、選挙権及び被選挙権をともに有していた。しかも、投票に当ってはハングルの使用も可能であった。そして、昭和初期の普通選挙の実施以降、衆議院議員にも延べ11名が立候補し、延べ2名が当選（朴春琴が東京で2回当選）している¹⁾。1945年12月、婦人参政権付与などを盛り込む衆議院議員選挙法の改正が行なわれたが、同時に附則に「戸籍法の適用を受けざる者の選挙権及び被選挙権は、当分の内これを停止す」が加えられ、在日コリアンは参政権を行使できない措置がとられた。そこでは、「当分の内」「停止」という暫定性を意味する文言が使われたのである。

次に現れた変化は、「外国人登録」を行なうことが義務付けられたことである。すなわち、1947年5月、最後の勅令として制定された「外国人登録令」（勅令207）によって「台湾人及び朝鮮人は、この勅令の適用については、当分の間、これを外国人とみなす」（同令第11条）と定められた。ここでも、「当分の間」が登場し、しかも「外国人とみなす」という奇妙な文言、即ち、日本国民だけれども外国人とみなす、という相矛盾する表現が使われたのである。

一方、「日本国民」と同一であることが要求されることもあった。それは「民族教育」に関するもので、在日コリアンは日本国民であり日本学校への「就学義務」があり、朝鮮学校に通うことは同義務違反に当る、と民族教育が否定されたのである²⁾。やがて、各地の朝鮮学校には閉鎖ないし改組命令が出され、それに対する朝鮮人父母の反対は熾烈をきわめ、1948年4月、占領下で唯一の「非常事態宣言」が出されたのは、ほかでもない阪神地区の朝鮮学校閉鎖にあたってである。

在日コリアンが戦後に置かれたこうした“二重性”は、しかし、対日平和条約の発効によって終止符が打たれた。すなわち、対日平和条約が発効する1952年4月28日に、在日コリアンはその日本国籍を失い、「外国人」になるとされたのである。それは、法務府（現法務省）民事局長通達（1952年4月19日、民事甲438号）によって示され、その骨子は次の通りである。

- (1) 朝鮮人及び台湾人は、[日本]内地に在住する者も含めて、すべて日本国籍を喪失する。
- (2) もと朝鮮人又は台湾人であった者でも、条約発効前に身分行為[婚姻、養子縁組など]により内地の戸籍に入ったものは、引き続き日本国籍を有する。
- (3) もと内地人であった者でも、条約発効前の身分行為により、内地戸籍から除かれたものは、日本国籍を喪失する。
- (4) 朝鮮人および台湾人が日本国籍を取得するには、一般外国人と同様に帰化の手続きによる

1) 田中「日本の植民地支配下における国籍関係の経緯——台湾・朝鮮に関する参政権と兵役義務」『愛知県立大学外国語学部紀要（地域・関連諸科学）』9号、1974年。外添要一「立候補した父親のハングルの選挙ビラ」『現代』2001年1月号参照。

2) 田中「民族学校が直面する政治的・法的問題点」『RAIK 通信』（在日韓国人問題研究所）85号、2004年参照。

こと。その場合、朝鮮人及び台湾人は、国籍法にいう「日本国民であった者」および「日本国籍を失った者」には該当しない。

この通達による国籍喪失には、多くの問題がある。この点についてもっとも詳細な検討を加えたのは大沼保昭教授の大作である³⁾。まず、通達による措置は、憲法10条「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」にいう国籍の得喪に関する立法主義に反することにならないか、という点である。しかも、日本の国籍法（父母両系を導入する1984年、法45による改正前のもの）では、日本国籍の喪失には、すべて自己の意思が介在していたのである。すなわち、

第8条 日本国民は、自己の志望によって外国の国籍を取得したときは、日本の国籍を失う。

第9条 外国で生まれたことによってその国の国籍を取得した日本国民は、戸籍法の定めるところにより日本の国籍を留保する意思を表示しなければ、その出生の時にさかのぼって日本の国籍を失う。

第10条 外国の国籍を有する日本国民は、日本の国籍を離脱することができる。

2. 国籍を離脱するには、法務大臣に届出しなければならない。

3. 国籍を離脱した者は、日本の国籍を失う。

（下線は田中、以下同じ）

のである。要するに、日本の国籍法制の下では、「自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失する」ことはありえないのである。原告ら在日コリアンに対する日本国籍の喪失宣告は、形式においても、こうした実質から見ても、批判を免れない由縁である。

次に、対日平和条約の発効により日本国籍を喪失したとされるが、同条約には国籍の変更を定める規定はなく、そのうえ韓国は同条約の当事国ではないため、むしろ批准承認手続きもなされていない。にもかかわらず、対日平和条約によって一方的に在日コリアンの日本国籍を喪失させたことは、大いに疑問が残るところである。

2) いったん「外国人」とされると、ただちに出入国管理上どう扱うかという問題が生ずることになる。政府は、「ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基づく外務省関係諸命令の措置に関する法律」（1952年、法126。以下「法126」という）によって、暫定措置をとらざるをえなかった。法126の題名に「ポツダム宣言の受諾に伴い……」とあるのは示唆的である。なぜなら、日本のポツダム宣言受諾によって、日本の朝鮮統治は幕を閉じたのである。同宣言には「カイロ宣言の条項は履行せらるべく……」とあり、そのカイロ宣言には、「朝鮮の人民の奴隷状態に留意し、やがて朝鮮を自由独立のものたらしむる」とあった。これらの国際文書が、戦後日本の原点の一つを示すことはいうまでもない。

当時の入国管理庁は外務省の外局であったため、「外務省関係諸命令……」と題されたのであ

3) 大沼保昭「在日朝鮮人の法的地位に関する一考察(1)～(6)」『法学協会雑誌』96巻3, 5, 8号, 97巻2, 3, 4号, 1979～1980年。最近、『在日韓国・朝鮮人の国籍と人権』東信堂, 2004年として単行本化された。

る。占領下で制定されたポツダム政令である出入国管理令（1951年、政令319。以下「入管令」という）が、平和条約発効後も「法律」として存続できるようにする措置を定めたのが前述の法126であった（さもなければ入管令は失効する）。入管令の基本は、外国人を「在留資格」と「在留期間」によって管理することだったが、約60万に及ぶ在日コリアンについて、瞬時にいずれかの在留資格を付し、それに対応する在留期間を指定することは不可能であった。

そこで、法126によって「日本国との平和条約の規定に基づき同条約の最初の効力発生の日において日本の国籍を離脱する者で、昭和20〔1945〕年9月2日以前から……本邦に在留するものは、別に法律で定めるところにより、その者の在留資格及び在留期間が決定されるまでの間、引き続き在留資格を有することなく、本邦に在留することができる」（同法2条6項）とされたのである。原告らがそこに含まれたことはいうまでもない。なお、1952年末現在の外国人登録数は593,955人で、そのうち535,065人が韓国・朝鮮で、全体の90.1%を占めていた。すなわち、一般法たる入管令の適用対象者はほんの一握りで、大部分は特別法たる法126の該当者だったのである。

その後、法126該当者から生まれた子は「法126の子」として扱われ（入管令4条1項16号）、「特定の在留資格及びその在留期間を定める省令」（1952年、外務省令14）により、在留期間は「3年」とされた。

なお、前引の民事局長通達は日本の国籍を「喪失する」とし、法126は日本の国籍を「離脱する」としている。それが何故なのかは知る由もない。ちなみに、日本の国籍法は、外国国籍取得の場合は「喪失」し、重国籍者の場合に「離脱することができる」と定めている。

3) 1965年6月、日韓基本条約が締結され、日韓の国交正常化が実現した。その際、両国間には「日本国に居住する大韓民国国民の法的地位及び待遇に関する日本国と大韓民国との間の協定」（1965年、条約28。以下「日韓法的地位協定」という）が締結され、大韓民国国民については、1966年1月からむこう5年間に申請すれば「協定永住」が許可されることとなった。また、協定永住者については、入管令第24条の「退去強制」などについて特例が定められ、より安定した在留が保障された。

その具体的な内容は、「日韓法的地位協定の実施に伴う出入国管理特別法」（1965年、法146。以下「入管特別法」という）に定められた。例えば、入管令では、退去強制事由の一つとして「無期又は1年を超える懲役若しくは禁固に処せられた者。ただし、執行猶予の言渡しを受けた者を除く」（同令第24条4項1号）を掲げているが、入管特別法では、それは「無期又は7年をこえる懲役又は禁固に処せられた者」（同法第6条1項6号）となっている。

その後、協定永住を取得しなかった者（約27万人）については、1981年の入管令改正の際、「平和条約の発効に伴い自己の意思によらずして日本国籍を喪失したものであるというその在留の経緯、及び事実上我が国に永住しているというその在留の実態に鑑み、在留上の法的地位の安定を図るとの見地から、これらの人々から、一定の期間〔5年間〕内に申請があれば、手数料（8千円）を徴しないで入管法上もっとも優遇された在留資格4-1-14（永住者）を羈束的に許可

するという特例措置（特例永住許可制度）を講じた」（法務省入国管理局編『出入国管理（昭和61年度版）』大蔵省印刷局，1987，p. 14）のである。出入国管理当局が、「手数料も徴さず，羈束的に永住許可を与える」ことにした理由は，一般外国人とはまったく異なる歴史的背景を持つ外国人であることの証左である。

4) 「自己の意思」によらずして日本国籍を失い外国人となった者，即ち「平和条約国籍離脱者」は，しかしながら以降は「国籍要件」のために不利益な取り扱いを受けることが多く，本件の無年金問題もその一つである。

私は，1976年秋，親しいシンガポール人留学生から，「大学で一緒だった在日コリアンの友人が，自分の後輩の金敬得君がこんど司法試験に合格したが，“帰化”しないと弁護士になれないらしい，このまま弁護士になれるべく力を貸してやってくれないか」と頼まれたのである。弁護士になるには，2年間の司法修習を終えねばならないが，最高裁が定める「司法修習生採用選考要項」には，「欠格事由」の冒頭に「日本国籍を有しない者」とあった。司法試験法にも弁護士法にも国籍要件がないのに，その中間に位置する司法修習生に，法的根拠もなく国籍要件を設けるのは納得できない，というのが私の率直な感想だった。

私は，原後山治弁護士らに加わって，金敬得氏を支持する立場から最高裁に6次にわたって「意見書」を提出し，その再考を促した。なお，同意見書及び関連資料をまとめて『司法修習生・弁護士と国籍』⁴⁾が編まれているので，詳しくはそちらに譲りたい。

最高裁は，結局，1977年3月，金敬得氏を司法修習生に採用すると発表したのである。選考要項の欠格事由「日本国籍を有しない者」に該当するにもかかわらず，同氏が採用されたのは何故であろうか。最高裁は結果だけ発表して，その理由は一切明らかにしなかった。おそらく，同氏が「自己の意思によらずして日本国籍を失って外国人になった者」であることに留意して，要項に反してまで採用を決したと考えるほかない。ちなみに，金敬得氏は1949年生で，文字通り「平和条約国籍離脱者」に該当するのである。

最高裁は，翌年から同「選考要項」の欠格事由を，「日本国籍を有しない者（最高裁判所が相当と認めた者を除く）」に改め，今日に至っている。要するに，「平和条約国籍離脱者」である金敬得氏を，最高裁は「日本国籍を有しない者」すなわち外国人とは扱わなかったのである。原告らを機械的に外国人とみなして，国民年金法の対象外としたことの非合理性が浮かび上がってこよう。

なお，密入国した被爆朝鮮人が被爆者健康手帳の交付を求めた事件について，最高裁が「自己の意思にかかわらず日本国籍を喪失したものであるという事情も勘案すれば……」として，手帳交付を認める判決を言い渡したのは1978年3月のことである⁵⁾。

4) 原後山治，田中編『司法修習生・弁護士と国籍』日本評論社，1977年。

5) 被爆者健康手帳交付申請却下取消請求事件，最高裁第1小法廷判決，1978年3月30日言渡，『判例時報』886号所収。なお，中島竜美編『朝鮮人被爆者孫振斗裁判の記録』在韓被爆者問題市民会議刊，1998年参照。

5) 前述の日韓法的地位協定には、協定永住者の処遇問題について、日本政府は「大韓民国政府の要請があれば、この協定の効力発生の日から25年が経過するまでは、協議を行なうことに同意する」（同協定第2条）とある。その25年後が1991年であり、同年1月、日韓外相間で「日韓法的地位協定に基づく協議に関する覚書」が調印された。そこには、在日韓国人3世以下の子孫に羈束的に永住を許可するなどの入管法関係の事項、指紋押捺を廃止するなどの外国人登録法関係の事項などが盛り込まれた。これらを受けて、前に触れた「入管特例法」が制定されたのである。「平和条約国籍離脱者」という用語が実定法上に初めて登場したのである。そして、平和条約発効により日本国籍を失った旧植民地出身者及びその子孫は、朝鮮の南北、台湾の別なく一括して、出入国管理上「特別永住者」と扱われることになった。この特別永住者は「平和条約国籍離脱者及びその子孫」であり、一般外国人とは全く異なる歴史的背景を有するのである。

従って、特別永住者は、外国人管理の基本法である入管法ならびに外国人登録法の上で、一般外国人とは大きく異なった扱いを受けるとされている。

入管法関連では

- ① 上陸のための審査の特例（入管特例法第7条）——上陸拒否事由の有無にかかわらず、上陸許可をうることができる。
- ② 退去強制の特例（同法第9条）——入管法24条各号の退去強制事由は、入管特例法第9条1項各号にとってかわられる。要するに、重大な国家的利益が侵害されたような場合に限り、退去強制の対象となる、のである。
- ③ 再入国許可の有効期間の特例（同法第10条）——入管法26条では、再入国許可の有効期間は3年以内で、海外で1年は延長可（合わせて4年）、であるが、特別永住者のそれは4年以内で、海外で1年は延長可（合わせて5年）、となっている。

外国人登録法関連では、

- ① 登録事項のうち、「職業」及び「勤務所又は事務所の名称及び所在地」は登録不要である。
- ② 登録証の切替交付期間は、一般外国人は「5年ごと」であるが、特別永住者は「7年ごと」となっている。
- ③ 登録証の常時携帯義務違反の罰則が、一般外国人の場合は「20万円以下の罰金」であるが、特別永住者の場合は「10万円以下の過料」となっている。

以上、特別永住者と一般外国人が実定法上でいかに異なった扱いとなっているかを列記した。そして、それは、平和条約を機に自己の意思によらずして日本国籍を失った人々、すなわち「平和条約国籍離脱者及びその子孫」だからなのである。

6) ところで、植民地の分離独立とそれに伴う国籍処理は、どうなっているのだろうか。イギリスの場合、本国と新独立国との間では、ある種の“二重国籍”状態が保障された。1948年のイギリス国籍法によると、新独立国の国民は同時に「英連邦市民」という地位を持ち、イギリス本国では「外国人」とは扱われなかった。こうした状態が1962年まで続き、その後、徐々に改めら

れ、1971年の新しい移民法になって、初めて出入国についても一般外国人と同様に扱われるようになった。

フランスからのアルジェリアの独立は、民族解放戦争を経て、1962年3月のエビアン協定によって達成された。同協定の付属文書には、フランスにおけるアルジェリア人は、政治的権利を除いてフランス人と同等の権利を有する、と謳われている。

一方、朝鮮の独立は、日本と朝鮮との関係の中で達成されたのではなく、日本の敗戦の結果として実現したものである。その点ではドイツの敗戦とオーストリアの独立が、日本によく似た事例といえよう。西ドイツ（旧）では、1956年5月、国籍問題規制法を制定して問題の解決を図っている。同法第1条により、併合により付与された「ドイツ国籍」は、オーストリア独立の前日にすべて消失すると定めるとともに、同法第3条によりドイツ国内に居住するオーストリア人（在日コリアンに相当する）は、自己の意思表示により消失時にさかのぼってドイツ国籍を回復する権利を有する、と定められた。即ち、在独オーストリア人には、“国籍選択権”が保障されたのである⁶⁾。

以上のことを踏まえると、本件裁判における国側の主張には大きな疑問を抱かざるを得ない。即ち、国側第4準備書面（2004年10月13日付）には、「他の外国人と区別して、在日韓国・朝鮮人を特別に国民年金の対象とすることは不当な結果を招き、また立法技術的にもきわめて困難なものであった」とあるが、それは国の「平和条約国籍離脱者及びその子孫」に関する前述の一連の実定法又は法実行の経緯に照らせば、とうてい首肯できないところである。

II. 「国籍要件」をめぐる系譜

社会保障法の一つである国民年金法における「国籍要件」によって、原告らが排除された問題を考えてとき、日本における「国籍要件」をめぐる系譜を振り返っておくことが必要である。

1) 日本は戦後約7年間、連合国（実質はアメリカ）の占領下におかれ、さまざまな「占領改革」が進められた。アメリカは占領に先立って、いくつかの占領研究を行っており、そこには「在日非日本人居留民に対する政策」（CAC 227, 1944年6月⁷⁾）、及び「在日外国人」（R&A 2690, 1945年6月⁸⁾）などがある。

占領改革の一つに、外国人の地位処遇に係わることがあった。日本政府に発せられた指令の一つに「雇用政策に関する覚書」（1945年11月28日, SCAPIN 360⁹⁾）がある。そこには、「日本帝国政府は、私事業におけると政府事業におけるとを問わず、いかなる労働者に対しても、国籍、

6) 川上太郎「西ドイツの国籍問題規制法」『戸籍』367号（1976年5月号）。

7) 邦訳は、『法律時報』1978年4月号所収。

8) 邦訳は、『部落解放研究』65号、1988年所収。

9) 外務省特別資料課編『日本占領及び管理重要文書集——朝鮮人、台湾人、琉球人関係』1950年所収。

信条又は社会的地位を理由として賃金、労働時間又は労働条件について有利にも不利にも差別待遇を行わず、又はこれを許さないことを保証しなければならない」とあった。

この指令は次のような結果となって現れた。すなわち、「昭和21 [1946] 年1月には、いわゆるポツダム勅令によって厚生年金保険法が改正された。その内容は、第一に、連合国軍最高司令部の「職業政策に関する覚書」により、国籍に基づく被保険者資格の差別の撤廃、すなわち外国人も厚生年金保険の被保険者となり得ることとされたことである」(『厚生年金保険15年史』1958年)と。例えば、同法第16条が「帝国臣民に非ざる者」は被保険者とせず、と定めていたのを削除したのである。この法改正は、「厚生年金保険法等中改正ノ件」(1946年1月26日、勅令43)によってなされており、同令によって船員保険法(1939年、法73)の「国籍条項」も同時に削除された。これらはいずれも、民間企業に働く労働者を対象としたものであったが、「国籍要件」を設けることによって、外国人を排除していたのである。

ただ、戦前は朝鮮人及び台湾人は「帝国臣民」であったため、これらの「国籍条項」によって排除されることはなかった。ちなみに、当時の在留外国人に関する統計は、図表1のとおりである。

図表1 1940年の在留外国人数

総 数	中 国	朝 鮮	米 国	英 国	ド イ ツ	フランス	ロ シ ア	そ の 他
39,237	19,453 (22,499)	(1,241,315)	4,755	1,693	2,713	515	731	9,377 (3,787)

注1 中国欄の()は台湾人であり、朝鮮欄の()とともに、当時日本国民であったので「外数」としている。

2 「その他」欄の()は満州国人で「内数」

法務省入国管理局『出入国管理の回顧と展望』大蔵省印刷局、1981、p. 72より作成。

当時、最も多い外国人は中国人で、「満州国人」を含めると全体の6割を占め、国籍要件によって排除された対象は主として中国人だったのである。戦時中に朝鮮人や中国人が強制連行され、強制労働に付されたことは周知の通りである。その時、朝鮮人の徴用工のなかには、厚生年金に加入していて、この間の戦後補償裁判の過程でその「脱退手当金」が支払われた事例(長崎北社会保険事務所が、1996年10月29日、三菱重工の元徴用工金順吉氏に35円を支払った例¹⁰⁾など)があるが、中国人についてはそうした事例が皆無であるのは、厚生年金保険の国籍要件のゆえと考えられる。

厚生年金保険法等の国籍条項削除とほぼ同時に、もう一つの法令「労務者の就職及び従業に関する件」(1946年1月10日、厚生省令2)が制定された。第1条に、「事業主は、その使用する労務者の賃金、給料、就業時間其の他の労働条件に関し、国籍、宗教又は社会的地位の故を以って、当該労務者に対し、有利又は不利なる差別的取扱を為すことを得ず」とあり、その違反者は、「3000円以下の罰金に処す」(第3条)となっている。条文を見ると、前引のGHQ覚書が日本側で法令化されたことは明らかである。なお、それは、後に労働基準法(1947年、法49)の第3条(均等待遇)に引き継がれ、今日に至っている。また、職業安定法(1947年、法141)第3条

10) 「厚生年金の脱退手当金問題」『長崎新聞』1996年5月19日付記事参照。

(均等待遇) も同じく国籍による差別を禁止しており、いずれも前引の GHQ 覚書を淵源とすることは言うまでもない。これらの法令は、国籍による差別を明文で禁止した日本では珍しいものとなった。

2) アメリカの事前研究を踏まえたと思われる文書に「日本統治体制の改革」(SWNCC 228, 1946年1月¹¹⁾)がある。そこには、「日本の憲法 [旧] は、基本的人権の保障について、他の憲法に及ばない。それは、これらの権利をすべての人に対して認める代わりに、それらは日本臣民に対してのみ適用すると規定し、日本にいる他の人はその保護を受けられないようにしている」と述べたうえで、「日本臣民及び日本の統治権の及ぶ範囲にいるすべての人の双方に対して、基本的人権を保障する旨を憲法に明文で規定することは、民主主義的理念の発達のための健全な条件を作り出し、また日本にいる外国人に、彼らがこれまで(日本国内で)有していなかった程度の(高い)保護を与えるであろう」(()は引用文献のもの)と指摘している。

1946年2月13日に日本政府に手渡された「マッカーサー憲法草案」には、「すべての自然人は、法の前に平等である」(第13条)のほかに、「外国人は、法の平等な保護を受ける」(第16条)とあった。その後、この二つが一本化され、「すべての自然人は、その日本国民たると否とを問わず、法律の下に平等にして、人種、信条……国籍により……差別せらるることなし」(新13条)となった。

草案提示からここまでの経緯は、当時 GHQ の検閲のため秘密とされ、一般の人々が憲法起草を知ったのは同年3月6日、当時の幣原内閣によって「憲法改正草案要綱」が発表された時である。そこでは、「第13、およそ人は、法の下に平等にして、人種、信条、性別、社会的地位又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係に於て差別を受くることなきこと」とあった¹²⁾。前述の新13条にあった「その日本国民たると否とを問わず」及び「国籍」の字句は姿を消していた。もちろん、GHQ の了解なしに、その削除はできなかったはずである。おそらく、日本側は、「およそ人は……」という主語は、「日本国民であろうと外国人であろうと、およそ人は……」という意味で、文章も簡潔になるのではと説明し、GHQ も納得したのではなかろうか。

そして、現行憲法第14条は「すべて国民は、法の下に平等であって、……差別されない」とある。憲法が多用する「国民」とは誰を指すのか、そこに外国人は含まれるのか、平和条約国籍離脱者はどう扱われるのか、という問題が生ずることになる。ちなみに、その公定英訳では、「すべて国民」は All of the people となり、「国民」には people が当てられている。一方、「日本国民たる要件は、法律でこれを定める」(同第10条)では、「日本国民」は a Japanese national とあり、「国民」は日本国籍保持者となっている。どうやら国民と people との間の微妙な意味の違いが、日本側に都合よく機能したのではなかろうか。いずれにしても、帝国憲法の所産である旧植民地出身者にどう対面すべきかは、新憲法誕生の瞬間から国の最高法規に課された“宿題”で

11) 原文及び邦訳は『日本国憲法制定の過程 I』有斐閣、1972年所収。

12) 古関彰一『新憲法の誕生』中公文庫、1995年。

あったはずである。しかし、新憲法は“沈黙”してしまったのである。

1999年11月15日付のニューヨーク・タイムスは、「“Japanese Only” Policy Takes Bobby Blow in Court（「外国人お断り」に、裁判所が一撃）」と題する大きな記事を掲げ、静岡県浜松市の宝石店で入店拒否にあったブラジル人女性記者が、人種差別だと訴え勝訴判決を得たことなど、日本におけるさまざまな外国人差別を紹介している。同記事は、日本の憲法にも言及し、「日本の1946年憲法は、英文では“all of the people are equal under the law and there shall be no discrimination in...”となっているが、日本文では all of the people は kokumin（国民）と表現されている。すなわち、all Japanese people を意味するのである」と指摘している¹³⁾。日本における外国人の権利問題を考える時、憲法の平等条項にこうした視線が注がれていることにも留意すべきだろう。

3) 平和条約国籍離脱者は、いったん「外国人」にされると、あとは「日本国民」でないことを“口実”に、さまざまな「排除」や「差別」がことごとく正当化されてしまう。例えば、この国籍喪失日（1952年4月28日）に制定される外国人登録法（同年、法125）は、初めて指紋押捺義務を定め、早速、平和条約国籍離脱者を直撃することになる。また、2日後の4月30日に制定される戦傷病者戦没者遺族等援護法（同年、法127）には「国籍（戸籍）条項」が設けられ、彼らは戦争犠牲者に対する「国家（戦後）補償」からも除外されてしまう。

これらは実定法上に明文で定められた「差別」なり「排除」であるが、次のような行政見解としてそれが示された場合もある。占領を解かれて間もない1954年、建設省は、「公営住宅は、憲法第25条[すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する]の理念を具体化したものであるが、憲法が国民に保障しているこの生活を営む権利は、ただ日本国民のみを対象としたもので、外国人において権利としてこれを要求し得ないと通常解されている」（同年11月8日、住発第922号¹⁴⁾）と回答し、外国人には入居資格がない、としたのである。

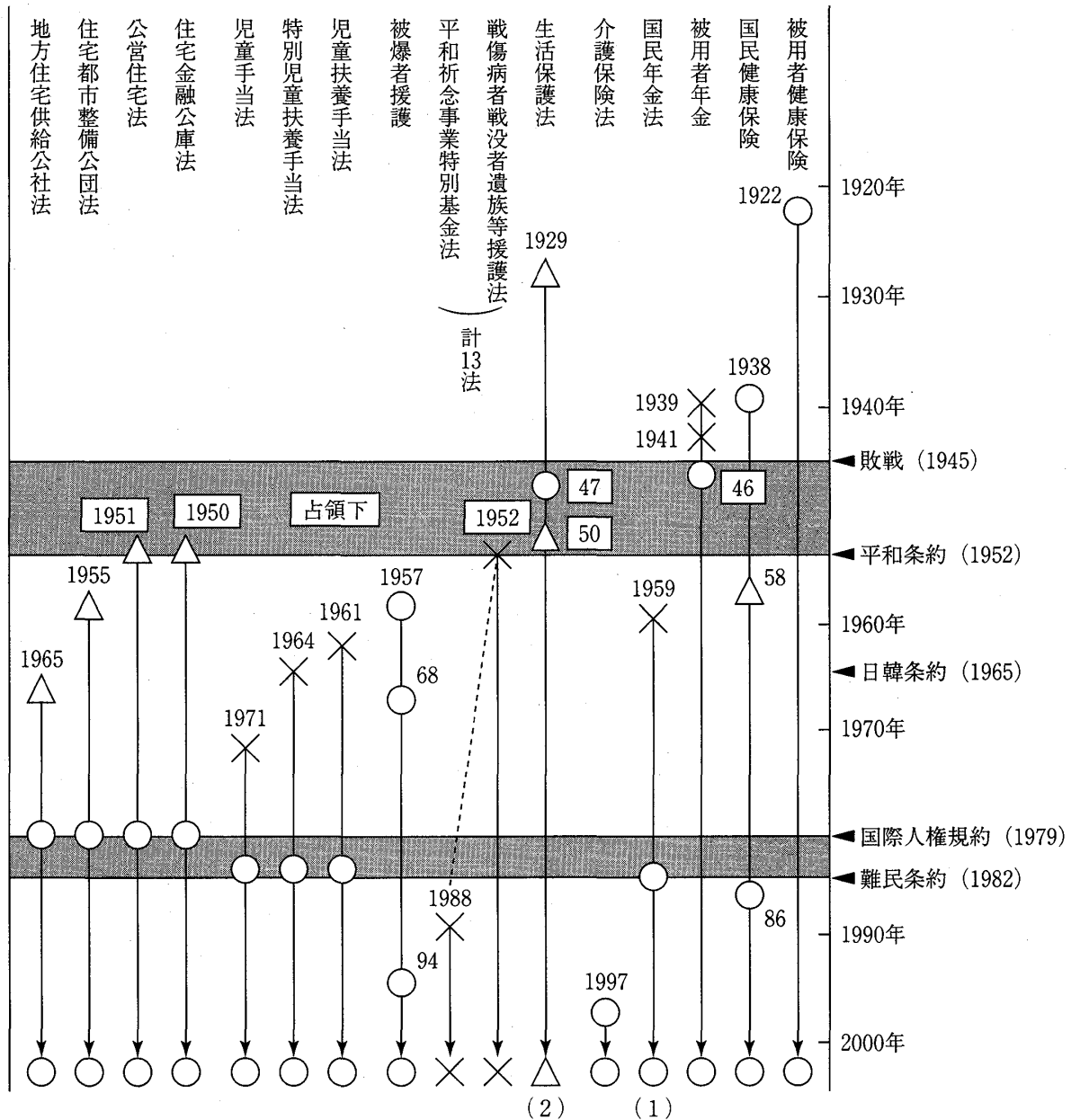
憲法第25条の主語は「国民」であるが、同第30条も「国民は、法律の定めるところにより納税の義務を負う」とあり、主語は同じく「国民」である。しかし、「ただ日本国民のみ」が納税の義務を負う、とは決して扱われないのである。例えば、身近な所得税法を見ると、「居住者は、この法律により、所得税を納める義務がある」（同法第5条）とある。税法において、主語が「国民」となることは決してない。「生活を営む権利」は属人的と解され、「納税の義務」は属地的とされる法システムのもとに、原告ら平和条約国籍離脱者は長く置かれてきたのである。そのことを一覧するために、図表2を掲げる。

同図にある「被用者年金」の項は、前述の船員保険法及び厚生年金保険法の「国籍条項」がいずれも占領下で削除（×→○）されたことを示している。占領下では、少なくとも法文上の排除

13) 田中「“浜松判決”の前後左右」、『神奈川人権センター・ニュース』117号、2002年3月刊参照。

14) 持木一夫『在日外国人の実体法及び手続法上の地位——国際人権規約等の締結後の行政上の処遇を中心として——』（法務研究報告書71集2号）法務総合研究所、1983年、81頁所収。

図表2 社会保障立法にみる外国人処遇の推移



○印は国籍条項がなく外国人に開放，△は国籍条項はないが運用上外国人を排除，×は国籍条項により外国人を排除。

(1) 国籍条項は撤廃されたが、経過措置が不十分なため外国人無年金者が生じた。

(2) 外国人は不利益処分について不服申し立てができない。

(×印) は見られず、せいぜい行政見解上の排除 (△印) である。そして占領が解かれると、前述の戦傷病者戦没者遺族等援護法から始まって次々と国籍条項を設ける立法が生まれている（例外は被爆者援護のみ）。そのなかに、本件にかかわる「国民年金法」も含まれるのである。また、前述の建設省見解のような△印のものも加わって、社会保障法制における国籍による差別がすっかり“復活”し、一般化した様子が概観できよう。

4) しかし、今では、戦争犠牲者援護に関する13法を除いて、ほとんどにおいて“内外人平等”

が実現している。それは、ベトナム難民の発生を受けて、日本が国際人権規約及び難民条約にそれぞれ加入し、その際ようやく行政見解の見直し（△→○）又は国籍条項の削除（×→○）が行われたからである。

1975年4月、ベトナム戦争が終結すると、大量の難民が流出し日本にもやって来た。また、同年11月に先進7ヶ国首脳会議（サミット）が発足し、日本の首相もその一角を占めることになる。サミットでもインドシナ難民の保護に関する国際協力が話題となった。日本政府は、当初は「一時上陸許可」で対応するが（従って、他国への出国を前提とした）、やがて「定住許可」を与えることに改め、さらには「難民定住促進センター」を設置して、受入態勢を整えるに至った。

日米首脳会談、毎年サミット、インドシナ難民対策会議（国連主催）など、重要な外交日程のたびに、日本の難民受入策の手直しが行われた。しかし、国際社会の眼は厳しく、やがて日本の外国人政策そのものに大きな問題があることが指摘されるようになった。例えば、フランスの「ル・モンド」紙は、在日朝鮮人や在日中国人への差別が、日本の難民受入消極策の背景になっていると指摘した（78年5月25日付）。また、英紙「ガーディアン」も、「日本人は“純粋な”もしくは無意識の人種差別主義者であり、彼らがこの国にも“人種差別問題”が存在すること、ないし他民族に対する彼らの態度に何か欠けていることを認めない限り、事態の改善は望めない」と論評したのである¹⁵⁾。

難民受入を進めるなかで、日本政府はついに人権に関する国際条約への加入を余儀なくされた。まず、1979年9月に国際人権規約（自由権・社会権）に加入したが、その時は国内法の改正は行わなかった。しかし、前述の公営住宅法をはじめとする公共住宅関連の四つの法律について、その行政見解が改められた（△→○）。従来は、例えば、「国民生活の安定と福祉の増進……」（公営住宅法及び住宅都市整備公団法各第1条）とか、「国民大衆が健康で文化的な生活を営む……」（住宅金融公庫法第1条）のなかの「国民」を“口実”に、外国人を、そして平和条約国籍離脱者をも、排除してきたのである。

国際人権規約に加入したことを受けて、1980年2月、建設省（当時）ないし大蔵省（当時）は、外国人に門戸を開放するようにとの通達を出した。その通達文は、いずれも「諸般の情勢に鑑み……」と述べているが（例えば、公営住宅については、1980年2月8日、建設省住政発第9号¹⁶⁾）、それが国際人権規約加入による“内外人平等”の受容であることはいうまでもない。

次は、難民条約への加入であるが、この時はその内容と相容れない国内法の改正が必要となった。とりわけ、同条約第24条が社会保障の「内国民待遇」を定めているため、日本の社会保障制度における“排外性”を直撃することとなる。前掲の図表2（社会保障立法にみる外国人処遇の推移）を見ると、難民条約加入に伴って、本件に係わる国民年金法及び児童手当3法についていずれも「国籍条項」が削除されている（×→○）。これらは、いずれも国会でそのための法改正が行われたのである。その法改正が、いみじくも「難民の地位に関する条約等への加入に伴う出

15) 読売新聞、1979年8月13日付記事参照。

16) 前掲『在日外国人の実体法及び手続法上の地位』所収。

入国管理令その他関係法律の整備に関する法律」と題されたことは冒頭で触れたところである。

当初、厚生省（当時）は、社会保障における国籍条項の削除に反対であり、難民条約に加入するのであれば、社会保障について内国民待遇を求める同条約第24条は「留保」することを加入条件にしたといわれる。たとえば、「橋本[龍太郎]厚相は、閣議後の記者会見で、インドシナ難民の受入問題に関連して、厚生省としては、ほかの在日外国人の法的地位に関連してくるような問題には慎重にならざるをえないと述べ、国民年金への難民の加入などについて否定的な見解を示した。これは、在日韓国人や朝鮮人に対して国民年金への加入を認めていないことをふまえたもの」と報じられた（朝日新聞名古屋本社版1979年6月27日夕刊）。

翌年、富士見産婦人科病院乱診事件に関連して辞任した斉藤邦吉厚相の後をついだ園田直厚相は、外相時代に国連のインドシナ難民対策会議（1979年7月、於ジュネーブ）に出席していたこともあり、ついに国籍条項削除という重要な政治的決断を下したのである。

5) ベトナム難民の“おかげ”でようやく外国人も国民年金の被保険者資格を得たが、必要な経過措置が設けられなかったため、原告らのような外国人無年金者が生まれたのである。

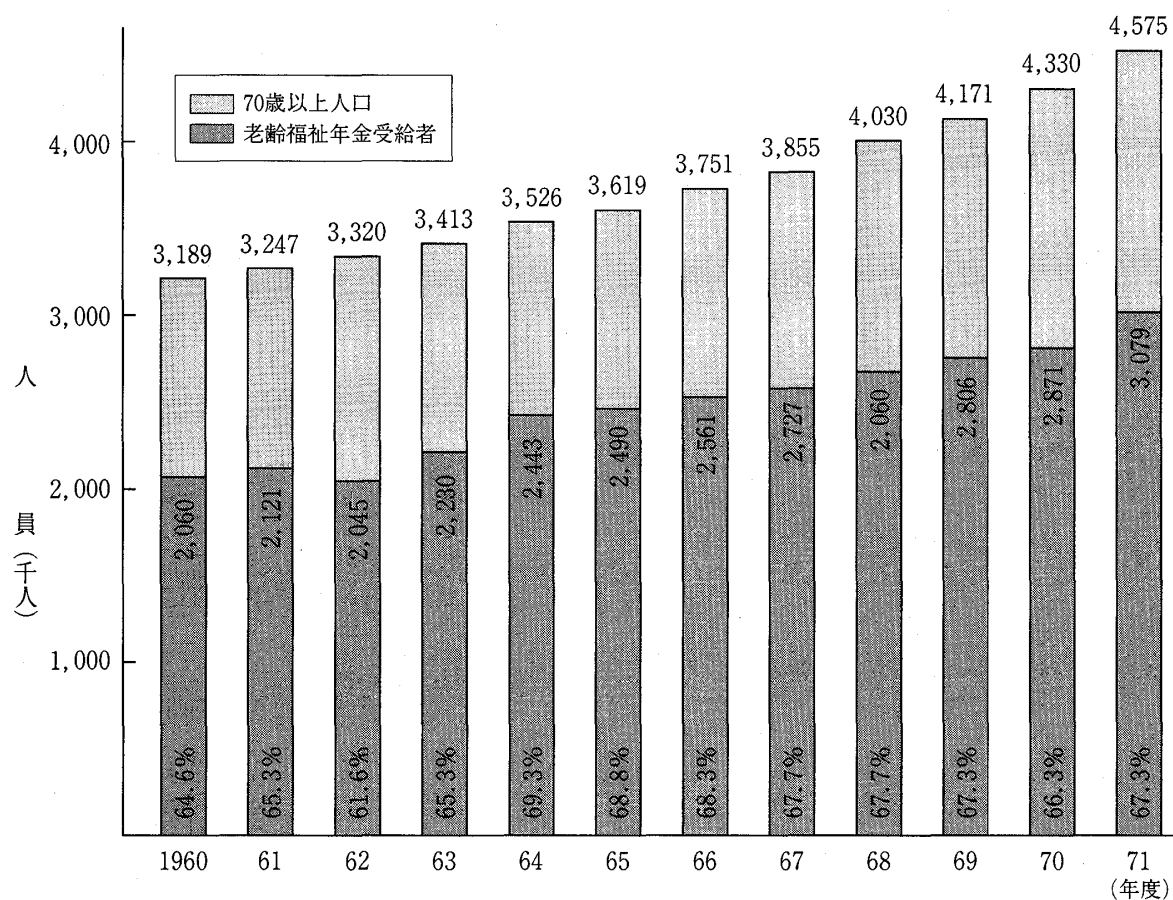
「私は、ずっと税金を払ってきたが、年金はない。でも、私と同じ障害のある外国人が、今日来日すれば、すぐ年金が支給される。全く奇妙な制度だ」と、在日二世で全盲の慎英弘氏（四天王寺国際仏教大学大学院教授）は、国籍条項削除の皮肉な結果をこう語っている¹⁷⁾。

国民年金は、20歳から60歳までの間に25年間保険料を納め、65歳になると老齢年金を受給することが基本である。従って、制度発足時に35歳以上の者は、この25年間に満たすことができないため、無年金となってしまふ。そこで、例えば、制度発足時に50歳以上の人には特例として加入を免除し、5年遅れの70歳から「老齢福祉年金」を支給するとの経過措置がとられた。この場合は、保険料は納めず、全額国庫負担のため「福祉」年金と称された。そして、70歳以上の約7割がこの老齢福祉年金を受給し、同じように、20歳を過ぎていた障害者には「障害福祉年金」が支給された。参考までに『厚生白書』から、「老齢福祉年金」の受給者数の推移を図表3として掲げる。また、在日コリアンについても同じ70歳以上の統計を図表4として掲げておく。日本人同様に高齢化が進んでも、そこには「老齢福祉年金」は支給されない。国籍条項を削除した際、必要な経過措置がとられていれば、原告らのような無年金者は生まれなかったのである。

国民年金制度発足後の小笠原、沖縄の日本復帰時にも必要な措置がとられ、その後も中国帰国者、拉致被害者についても国民年金の特例が設けられた。いずれも、「自己の意思によらずして無年金になる」ために設けられたものである。原告ら無年金外国人も、あらゆる意味で自己の意思によらずして無年金になったのである。しかも、在日コリアンが今納めている保険料は、自分の父母なり祖父母には回らず、年金が持つ“世代間循環”という原理にも反する結果をもたらしている。そのうえ、無年金者でも介護保険料は納めなければならない。高齢者の介護保険料は、通常その年金から控除されるが、原告らは無年金のため別途、現金で納めなければならないのである。

17) 共同通信配信、例えば、新潟日報、2002年5月20日付。

図表3 70歳以上人口と「老齢福祉年金」受給者数の推移



社会保険庁調べ。

注：受給者数は、各年とも10月末現在である。

出典：『厚生白書（昭和47年版）』1972年12月刊。

図表4 70歳以上の在日コリアン数の推移

	男	女	合 計	比 率
1959	1,959(人)	2,397(人)	4,356(人)	0.7(%)
1964	2,991	3,015	6,006	1.0
1969	4,344	4,211	8,555	1.4
1974	6,658	6,631	13,289	2.0
(統計中断)				
1984	13,409	14,094	27,503	4.0
1988	15,756	16,793	32,549	4.8
1992	20,173	20,887	41,060	5.9
1996	23,029	24,900	47,929	7.2
2000	22,575	27,383	49,958	7.8
2001	22,862	29,223	52,085	8.2
2002	23,079	30,525	53,604	8.5
2003	23,325	31,691	55,016	8.9

出典：法務省『在留外国人統計』（各年）より作成。同統計は当初5年ごと4回発行され、10年の中断を経て、84年以降は隔年発行、94年以降は毎年発行。74年までは4月1日現在、84年以降は年末現在のもの。比率は在日コリアン総数に占める割合。

III 日韓協定及び人権条約との関係

1) 国側の第4準備書面(2004年10月13日付)は、日韓法的地位協定は「永住許可を有する韓国人に関し、日本における教育、生活保護及び国民健康保険に関する事項について、日本政府が妥当な考慮を払うことを定めているが、国民年金については、その対象から除いている(同協定4条(a))。よって、国民年金制度創設当時に、在日韓国・朝鮮人を含めて外国人が適用対象とされなかったことについて、合理性が認められることは明らかである」と述べている。

まず、指摘しておきたいことは、国民年金制度の創設(1959年)は、日韓法的地位協定締結(1965年)より以前のことであり、在日コリアン排除の合理性の一つを同協定に求めることは、錯誤も甚だしいもので、あきれるばかりである。従って、同協定第4条a項が掲げる3項目(教育、生活保護及び国民健康保険)に関する国側の主張は、「難民条約加入時に必要な経過措置をとらなかったことの合理性」を指すと読みかえて、以下述べることとする。

同協定の3項目が「国民年金」を除いていることが、“必要な経過措置”を設けないことの合理性に結びつくかどうか検討してみたい。生活保護法には「保護の補足性」という重要な原則が掲げられている。すなわち、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」(第4条)、さらに「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であって、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない」(同5条)とある。

すなわち、保護以前のさまざまな社会保障や社会福祉を活用した後に、初めて生活保護の対象となりうるのである。従って、同協定に生活保護が掲げられているということは、保護適用以前に活用すべき社会保障・社会福祉の諸制度(国民年金はそこに含まれる)を除くのではなく、逆にそれらを包含すると解すことこそが同法の基本原理である“補足性の原理”に見合った解釈であり、同協定が掲げる3項目は例示にすぎないのである。

2) 日韓法的地位協定には、韓国からの要望があれば、「(日本政府は)協定の効力発生の日から25年を経過するまでは、(在日の法的地位について)協議を行うことに同意する」とあり(同協定第2条)、そして、91年1月の日韓外相の「覚書」に、例えば、指紋押捺制度の廃止などが盛り込まれたことは前述のとおりである。同覚書にはまた、「双方は、これをもって法的地位協定第2条1項の規定に基づく協議を終了させ、今後は本協議の開始に伴い開催を見合わせていた両国外交当局間の局長レベルの協議を年1回程度を目途に再開し、在日韓国人の法的地位及び待遇について両政府間で協議すべき事項のある場合は、同協議の場で取り上げていくことを確認した」とある。

日韓両国のアジア大洋州局長会議は、以降毎年、東京とソウルで交互に開催され今日に至っている。2003年11月13日に東京で、第12回会議が開かれ、日本側は薮中三十二アジア大洋州局長は

かが、韓国側は丁相基アジア太平洋局長ほかが出席している。

「議事概要¹⁸⁾」が、韓国の外交通商部の「報道資料」に掲げられているので、その概要を知ることができる。日本の外務省に情報公開請求を行ったが、入手できたのは、毎回の開催日と場所のみで、議事概要を知ることができなかった〔追記参照〕。韓国側の報道資料（ホーム・ページにも掲載）によると、例えば、第9回会議（2000年12月9日、ソウル）の議事概要には、「韓国側は、国民年金法上除外されている無年金障害者、高齢者に対して日本人と同等の待遇を要請する。これに対し、日本側は、91年合意覚書の趣旨と韓国側の要望に留意して継続的に検討すると言及」とある。また、前述の第12回会議のそれには、

「無年金在日韓国人障害者、高齢者問題

(1) 我々側は、現在、無年金状態に放置されている在日韓国人障害者、高齢者に対する救済対策、及び一部の自治体が支給している特別給付金の引き上げを要請する

(2) 日本側は、年金問題は日本でも大きな政治争点になっているので、より関心を持って進めていく、と言及する。」とあり、

韓国側が、在日コリアンの無年金問題について強い関心を抱いていることは疑うべくもない。本件訴訟では、日韓法的地位協定の3項目に含まれないので、国民年金の対象外とすることに何ら問題はないと主張しつつも、一方の日韓局長会議では、「検討する」とか「関心をもって進めていく」と応答しているのである。

3) 日韓関係のみならず、日本が加入する国際人権規約との関係でも、原告ら在日コリアンの無年金問題は批判を免れないことに触れておきたい。

自由権国際規約（国際人権規約B規約ともいう）に関する日本政府の第3回定期報告を審査した後に発表された自由権規約委員会の「総括所見」（1993年11月）は、「朝鮮半島や台湾出身者で、旧日本軍に従軍したが、現在は日本国籍を有していない者が、恩給等において差別されている¹⁹⁾」と指摘した。

この問題に関連するものとして、セネガル人元フランス兵のケースがある。セネガル人元兵士が、フランスを相手に、退役軍人に対する年金が途中から据え置かれ、フランス人よりも不利益な取り扱いを受けているのは、自由権規約第26条の平等条項に違反するとして、国連・規約人権委に申し立てたのである（日本は、フランスと違って同規約選択議定書を批准していないため、日本からはこうした申し立てはできない）。1989年4月、申し立てを容認した同委の「見解」は、

18) 日韓アジア太平洋局長会議の議事概要について入手できたのは次のとおりである。

1. 在日韓国人問題、韓日アジア大洋州局長会議の概要（2002年）。

1～11次の開催年月と場所、及び主要協議の内容（項目のみ、その一つに無年金在日韓国人障害者高齢者問題とある）。

2. 第9回会議（2000年12月、ソウル）の議事概要。

3. 第12回会議（2003年11月、東京）の議事概要。

19) 「総括所見」の和訳は、『法学セミナー』1994年2月号所収。

「国籍の変更はそれ自体別異の取り扱いを正当化する根拠とはなりえない。なぜなら、年金支給の根拠は軍務を提供したことにあるのであり、セネガル人もフランス人も提供した軍務は同じであるから」と明快である²⁰⁾。フランス政府は、この判断を受けて“差別”を解消したという。

日本政府の第4回報告の審査後に発表された「総括所見」(1998年11月)では、「委員会は、第3回定期報告審査の後に委員会が出した勧告[1993年]が、大部分実施されていないことを残念に思う」と指摘された。同総括所見は、さらに、「委員会は、裁判官、検察官や行政官に、規約に定められた人権について研修させる法的条項がまったく存在しないことに懸念を表明する。委員会は、このような研修が実施されることを強く勧告する。裁判官に関する限りでは、規約の規定に精通するために、司法界において研究集会及びセミナーが開かれるべきである。委員会の〈一般的意見 (General Comment)〉及び選択議定書に基づく個人通報に関して委員会によって表明された〈見解 (views)〉(前述のセネガル人元フランス兵の事件に関するものはその一つ)に関する情報は、裁判官に提供されるべきである²¹⁾」とも指摘したのである。2003年8月、京都地裁は、在日コリアン無年金障害者7人の裁判について、安易に原告敗訴の判決を言い渡したが、日本の司法の国際人権規準に関する認識が問われているといえよう。

結びにかえて——学生無年金違憲判決など

2004年3月、東京地裁は、学生の国民年金加入が任意だった時代に未加入で、後に障害を負った元大学生が「障害基礎年金」を受給できないのは、立法的な手当てを欠き、憲法の定める法の下での平等に反すると、原告勝訴を言い渡した²²⁾。元学生たちの無年金は、ある種の“自己責任”ともいえるが、法廷は結果における無年金を重視して司法救済を図ったのである。学生が強制加入となった段階で、任意加入時代に生じた無年金者を救済する措置がとられなかった点を立法不作為としたのである。

一方、2003年8月、京都地裁は、前述の通り在日コリアン無年金障害者7人が国等を訴えた裁判について、原告の請求を棄却する判決を言い渡した。原告らは任意加入の余地もなく無年金になったにもかかわらず、判決は「立法裁量」の問題であるとして請求を認めなかったのである。

2004年10月には、新潟地裁においても、東京地裁同様に学生無年金障害者について違憲判決が言い渡された。原告が日本人なら司法救済が図られるが、外国人ならば放置されるのだろうか、というのが私の率直な感想である。

国側は東京判決を不服として控訴したが、一方与党(自民党と公明党)は、前国会の会期末の2004年6月、学生と主婦の無年金障害者を救済する法案を議員立法として提出した。そこでは、またしても外国人無年金障害者は除外されたが、かろうじて、野党民主党提出の救済法案には外

20) 日本弁護士連合会編『国際人権規約と日本の司法・市民の権利』こうち書房、1997年、271頁参照。

21) 「総括所見」の和訳は、『法学セミナー』1999年2月号所収。

22) 『判例時報』1852号(2004年6月1日号)。

国人が含まれた。

しかし、新潟判決の後の11月19日、衆院厚生労働委員会は、与党案（特定障害者に対する特別障害給付金支給法）を一部修正して可決し、成立の見通しとなった。修正は、在日外国人などを支給対象に加えるかどうかについて、わずかに法案の附則に「今後検討し、必要と判断した場合には措置する」との内容が盛り込まただけである。同法案では、1991年度より前に障害者となった元大学生（約4千人）と、88年度以前に障害を負った専業主婦（約2万人）が救済され、05年4月から特別障害給付金が支給される。支給額は、障害1級で月額5万円、同2級で4万円で、障害基礎年金の国庫負担分（約6割）とほぼ同水準となり、費用は全額国庫負担である。

この救済措置になぜ外国人が加えられないのか理解に苦しむところである。また、附則にある「必要と判断した場合は……」という文言は何を意味するのだろうか。在日コリアン勝訴の判決でも出れば動くともいうのだろうか。

この文章を草している時報じられたニュースの一つに、日本人残留孤児として初めてロシア在住の女性が確認されたことがある。1945年8月17日、ソ連軍の攻撃を受けた中国・黒龍江省、牡丹江市掖河駅近くの日本軍トーチカで、女の子がソ連軍兵士のミフリヤさんに保護された、という。女の子は推定1歳半～2歳で、ニーナと名づけられた。保護されたときの写真の骨格や特徴が日本人と鑑定されたことや、手紙でのやりとりから、厚生労働省は、ニーナさんを日本人孤児と認定した。

私は、「ニーナさんは足などに障害が現れ、現在はアパートで年金生活を送っている」という記事のくだりに釘づけになった。この記事²³⁾を読んだ在日コリアンの方々は、どんな感想を抱いたのだろうかと思ってしまった。

以上、本件審理に何らかの意味でお役に立てばこのうえない。

〔追記〕 この意見書を大阪地裁に提出後の12月11日、日本外務省アジア大洋州局北東アジア課より、田中宛に「第13回在日韓国人の法的地位及び待遇に関する日韓局長級協議の開催結果について」（平成16〔2004〕年12月9日）がFaxされてきた。日本外務省が初めて協議内容を明らかにしたことになる。東京で開かれた第13回会議でも、在日コリアンの無年金問題が取り上げられていた。

（受付 2004年11月30日）

23) 産経新聞、2004年11月21日付。なお、朝日新聞、同25日夕刊にも同様の記事。